

受理年月日	令和3年7月21日	所管委員会	福祉都市委員会
番号	3年陳情第15号		
件名	元福祉事務所ケースワーカーへの指導、是正について		
陳情者	[Redacted]		
分割送付	なし		
要旨	<p>のりが全くついていない封筒を郵送し、弁明通知書が入った茶色の無地の封筒をポストに投函した件に関し、謝罪を行わなかった。家庭訪問時に私が腰に左手を当ててしゃべっていると、元[Redacted]福祉事務所[Redacted]課ケースワーカーが「凶器を隠し持っている」と発言したため、左手を見せて凶器を持っていないことを示したにもかかわらず、謝罪を行わなかった。また、元ケースワーカーが収入申告書に該当月を記入する際、私の家の壁を使うこと、記入した収入申告書を私の自転車のサドルに置くことの承諾を得ないまま使用した。以上のことから、公務員の資質に欠ける。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 元[Redacted]福祉事務所[Redacted]課ケースワーカーを指導、是正の上、職務を誠実、中立に遂行すること。 		

令和3年7月21日

福岡市議会議長

伊藤嘉人様

陳情者

住所

[Redacted address line 1]

[Redacted address line 2]



陳情趣旨

(元) [] 課 CW [] の職務遂行に関し
陳情を行うものである

陳情事項

糊がまったく付いていない封筒の郵送・無地の封筒(茶色)(弁明通知書)を私のポストに投函の件に関し、謝罪を行わなかった

私の家庭訪問時に、私が腰に左手をあてて喋っていると [] がいきなり「凶器を隠し持っている」と発言したので、私は左手をみせ、凶器を持っていないことを示したにも拘らず謝罪を行わなかった

[] が収入申告書に該当月を記入する際、私の家の壁を使う、記入した収入申告書を私の自転車のサドルに置くことの承諾を得ないまま使用した

以上のことから公務員の資質に欠ける

要望事項

に指導是正の上、職務を誠実・中立に遂行
することを要望するものである